

平成23年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

茨 城 県



# 目 次

平成23年度公共用水域の水質測定計画	1
別表1 測定地点総括表（水域別，測定機関別）	3
別表2 測定地点一覧表	5
別 図 測定地点図	14
別表3 測定方法	19
平成23年度地下水の水質測定計画	21
別表1 平成23年度測定地点	23
別表2 概況調査地点一覧表	24
別表3 測定方法	28



## 平成23年度公共用水域の水質測定計画

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定地点及び方法、その他必要な事項を定める。

### 2 測定期間

平成23年4月から平成24年3月までとする。

### 3 測定機関

国土交通省，茨城県，水戸市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市とする。

### 4 測定地点

測定地点は，別表1，別表2及び別図のとおりとする。

### 5 測定回数

別表2のとおりとする。

### 6 測定項目

測定項目は，原則として次のとおりとし，測定水域の利水状況や汚濁源の立地状況等に応じて必要な項目を選択する。

#### (1) 一般項目（13項目）

満潮時刻，天候，前日天気，採取位置，外観，色相，臭気，気温，水温，流量，透視度，全水深，透明度

#### (2) 生活環境項目（10項目）

水素イオン濃度（pH），溶存酸素量（DO），生物化学的酸素要求量（BOD），化学的酸素要求量（COD），浮遊物質（SS），大腸菌群数，n-ヘキサン抽出物質（油分等），全窒素，全りん，全亜鉛

### (3) 健康項目 (27項目)

カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

### (4) 特殊項目 (5項目)

フェノール類, 銅, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, クロム

### (5) その他の項目 (8項目)

アンモニア性窒素, 有機性窒素, オルトりん酸性りん, 塩化物イオン, 陰イオン界面活性剤, クロロフィル-*a*, トリハロメタン生成能, EPN

## 7 測定方法

- (1) 採水は, 採水日前において比較的晴天が続き, 水質が安定している日を選んで実施する。
- (2) 河川については, 原則として流心において, 水面からの水深の2割程度の深さにおいて採水する。
- (3) 湖沼及び海域については, 原則として上層(水面下 0.5m)の水を採水する。
- (4) 測定方法は, 別表3のとおりとする。

## 8 測定結果の報告

測定機関は, 毎月の測定結果を翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし, 健康項目について環境基準値を超過したときは, 直ちに連絡し茨城県知事と協議のうえ, 当該水域に関し追跡調査を行い, その結果を報告する。

## 9 公表

測定結果は, 水質汚濁防止法第17条の規定に基づき, 茨城県が, 環境白書, 報道機関, 県ホームページなどの各種広報媒体により, 速やかに公表する。

## 10 その他

この計画に定めのない事項については, 各測定機関が協議して定める。

別表1 測定地点総括表

(水域別)

水域区分	測定水域数	測定地点数	生活環境項目				健康項目				特殊項目				その他の項目			
			環境基準点	補助地点	その他の地点	計	環境基準点	補助地点	その他の地点	計	環境基準点	補助地点	その他の地点	計	環境基準点	補助地点	その他の地点	計
河川	97	138 (88)	93 (64)	36 (16)	9 (8)	138 (88)	86 (59)	14 (2)	1 (0)	101 (61)	57 (38)	13 (2)	—	70 (35)	28 (3)	11 (0)	1 (0)	40 (3)
湖沼	1	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)
牛久沼	1	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)
霞ヶ浦	1	12 (4)	4 (0)	8 (4)	—	12 (4)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)
北浦	1	5 (2)	2 (0)	3 (2)	—	5 (2)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	1 (0)	—	—	1 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)
常陸利根川	1	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	—	—	—	—	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)
小計	5	25 (10)	12 (4)	13 (6)	—	25 (10)	12 (4)	7 (0)	—	19 (4)	5 (2)	1 (0)	—	6 (2)	10 (2)	7 (0)	—	17 (2)
常磐地先	11	11 (11)	11 (11)	—	—	11 (11)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—
県央地先	6	12 (12)	6 (6)	6 (6)	—	12 (12)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿島灘	5	7 (7)	5 (5)	2 (2)	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—
小計	22	30 (30)	22 (22)	8 (8)	—	30 (30)	7 (7)	—	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—
合計	124	193 (128)	127 (90)	57 (30)	9 (8)	193 (128)	105 (70)	21 (2)	1 (0)	127 (72)	65 (38)	14 (2)	—	79 (40)	38 (5)	18 (0)	1 (0)	57 (5)

( ) は茨城県が実施する測定地点数

(平成23年度 測定機関別)

測定機関	測定 水域数	測定 地点数	総測定 回数	延測定項目数				計
				生活環境 項目 (10項目)	健康項目 (27項目)	特殊項目 (5項目)	その他の 項目 (8項目)	
茨城県	100	128	1,344	8,330	1,940	120	36	10,426
水戸市	2	3	24	154	78	3	0	235
笠間市	1	1	6	30	0	0	0	30
つくば市	4	4	48	376	90	3	0	469
ひたちなか市	4	6	60	328	90	6	0	424
筑西市	2	2	24	152	78	6	0	236
常陸河川国道事務所	8	13	216	1,500	588	100	68	2,256
霞ヶ浦河川事務所	4	16	192	1,664	592	96	1,056	3,408
下館河川事務所	3	9	104	792	180	50	122	1,144
利根川上流河川事務所	3	3	36	316	252	15	58	641
利根川下流河川事務所	2	8	188	1,372	578	70	492	2,512
小計	20	49	736	5,644	2,190	331	1,796	9,961
合計	133	193	2,242	15,014	4,466	469	1,832	21,781

国土交通省関東地方整備局



## 別表 2 測定地点一覧表



















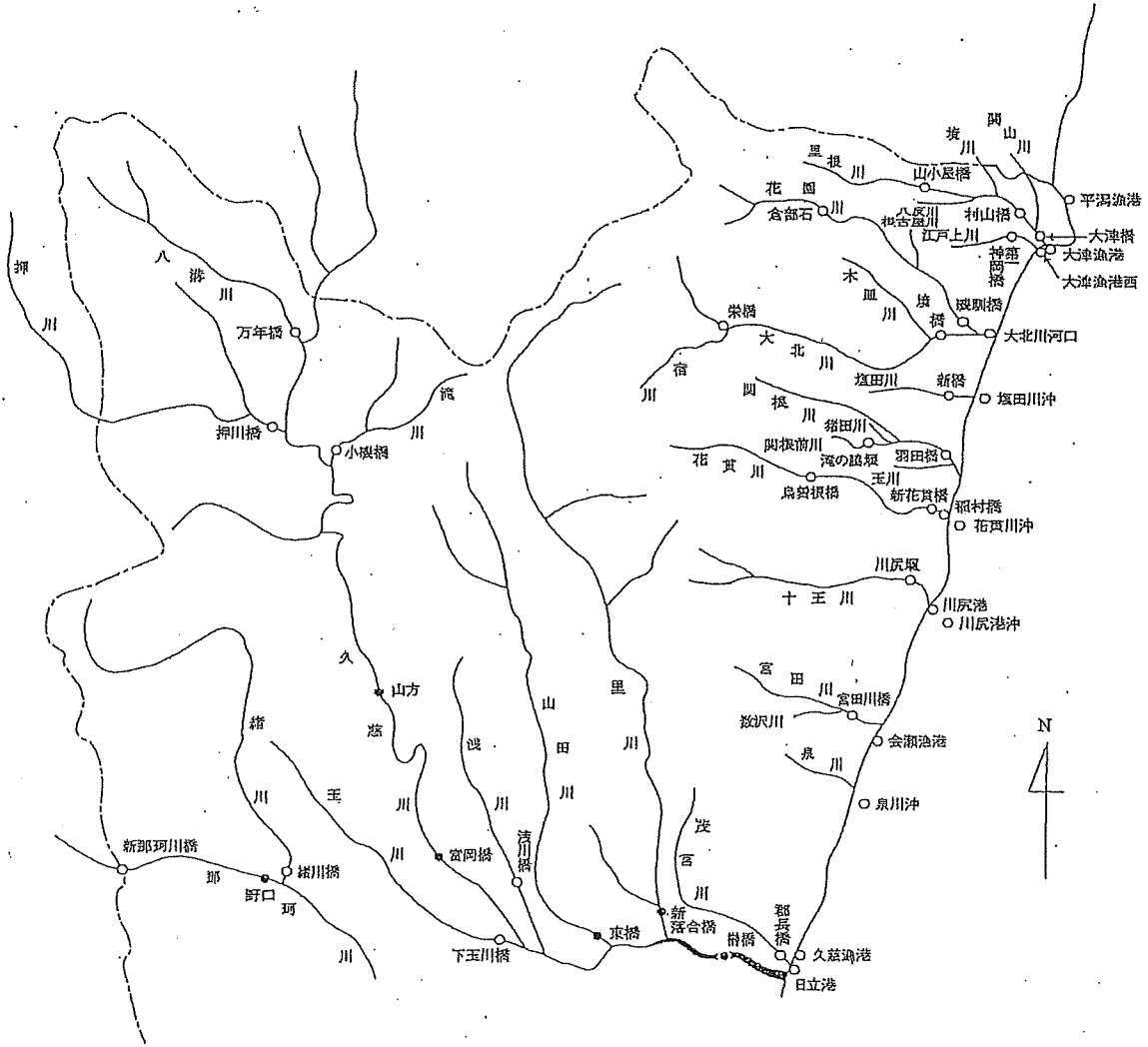


水系別 (1)

多賀水系

久慈川水系

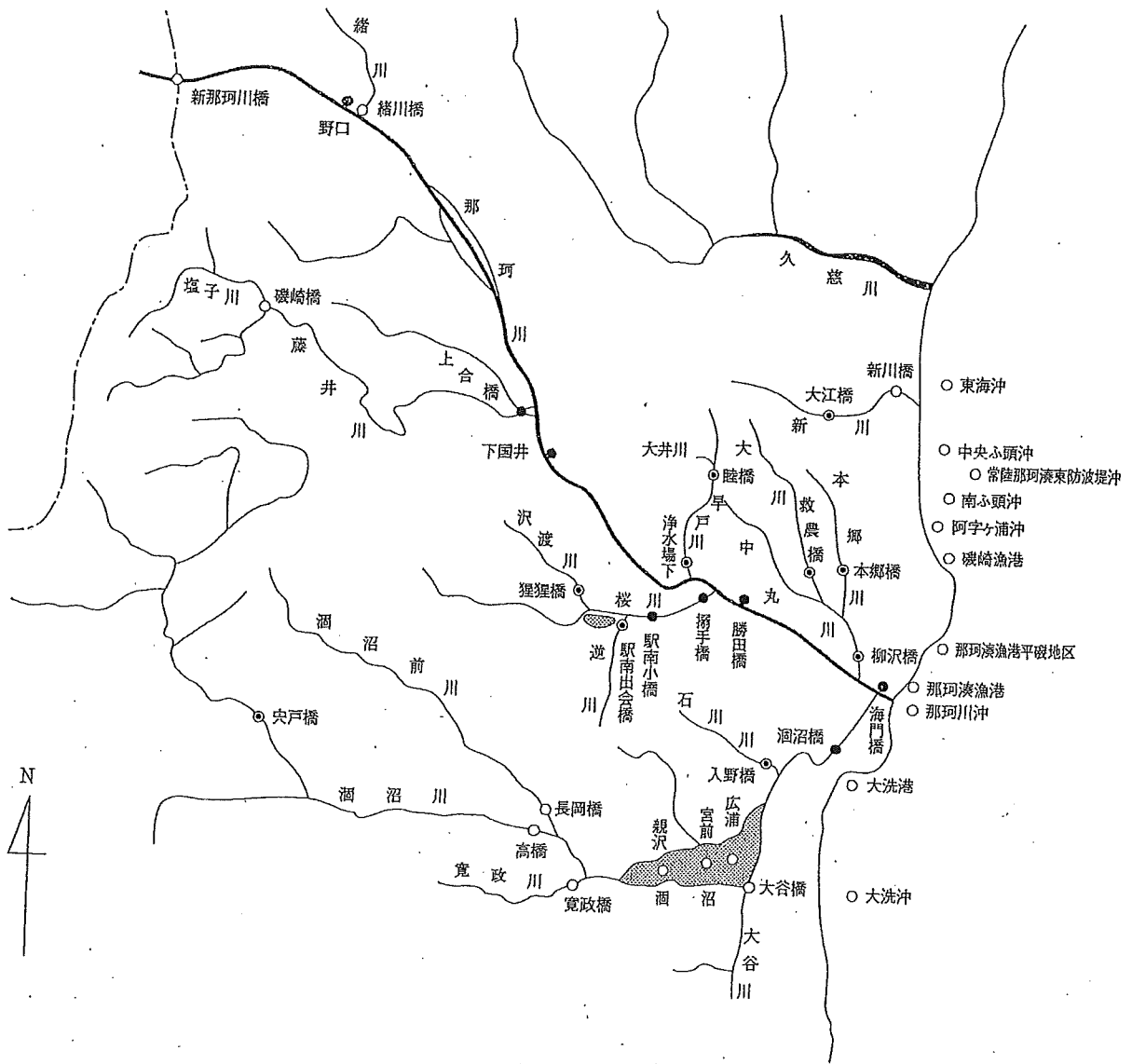
常盤地先水域



測定点	● : 国	○ : 県	◎ : 市
-----	-------	-------	-------

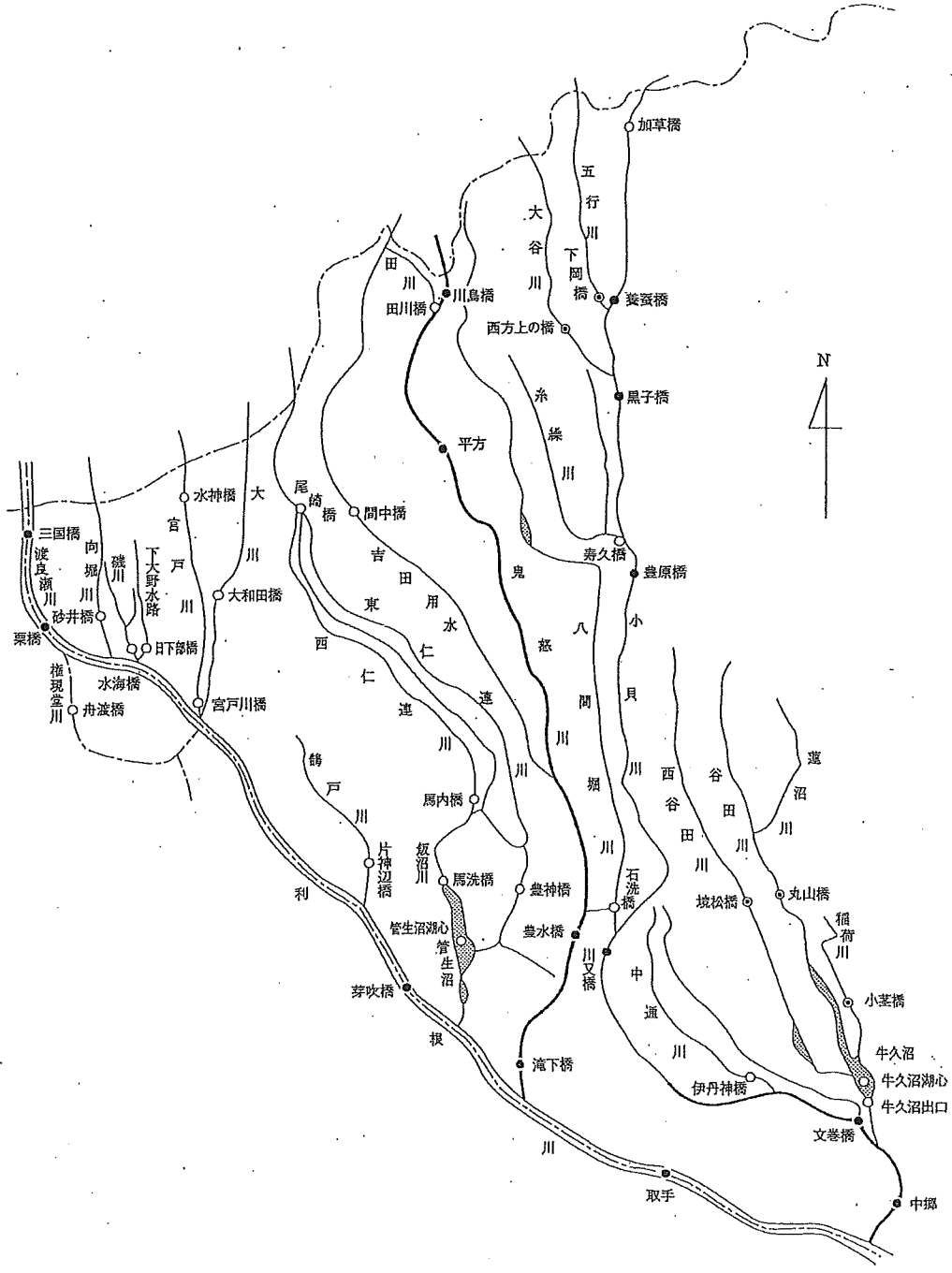
水系別 (2)

那珂川水系  
県央地先水域



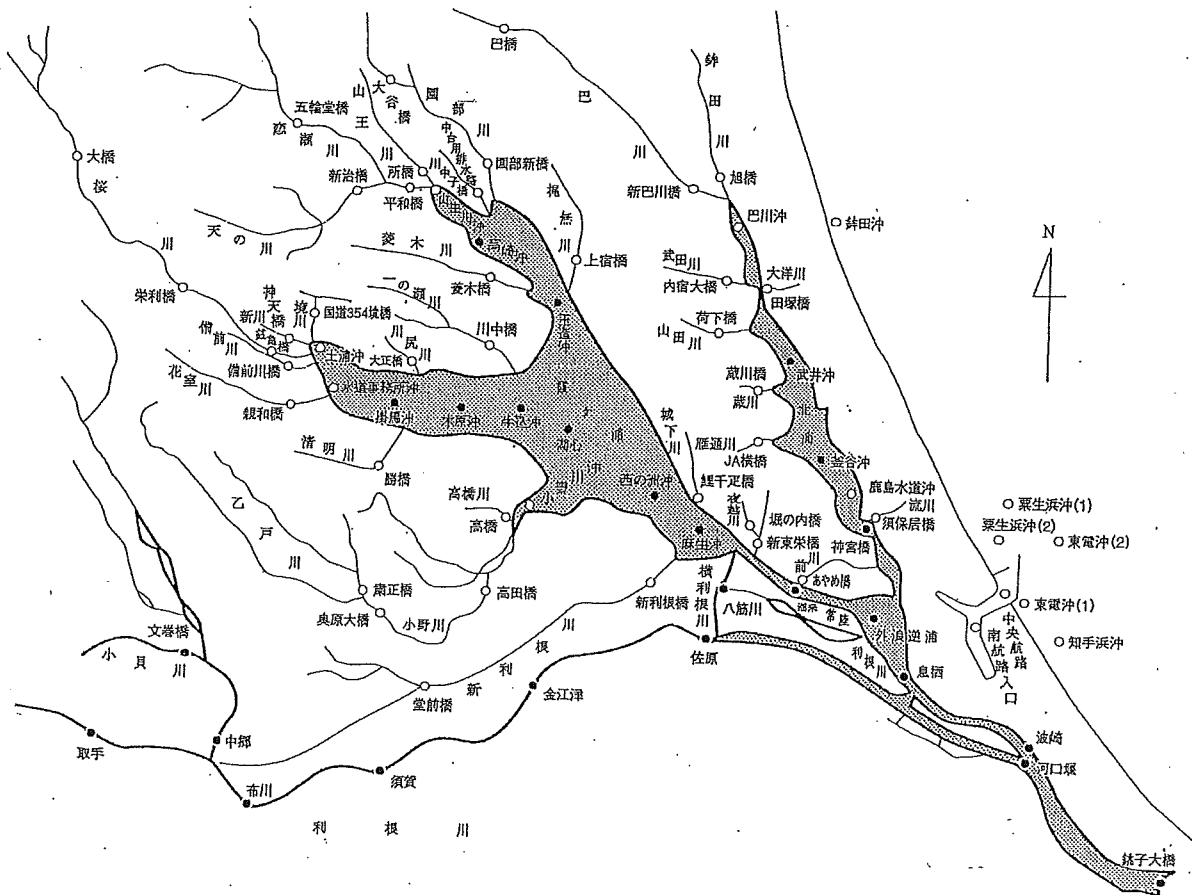
水系別 (3)

利根川水系



水系別 (4)

利根川水系  
鹿島灘水域



別表3 測定方法

測定項目		報告下限値 (mg/l)	測定方法	備考	
生活環境項目	pH	—	日本工業規格(以下「規格」という)K0102 12.1に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号	
	DO	0.5	規格K0102 32に定める方法	〃	
	BOD	0.5	規格K0102 21に定める方法	〃	
	COD	0.5	規格K0102 17に定める方法	〃	
	SS	1	付表8に掲げる方法	〃	
	大腸菌群数	2(MPN/100ml)	最確数による定量法	〃	
	n-ヘキサン抽出物質	0.5	付表9に掲げる方法	〃	
	全窒素	0.05	規格K0102 45.2, 45.3, 又は45.4に定める方法	〃	
	全りん	0.003	規格K0102 46.3に定める方法	〃	
全亜鉛	0.001	規格K0102 53に定める方法	〃		
健康項目	カドミウム	0.001	規格K0102 55に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号	
	全シアン	0.1	規格K0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3に定める方法	〃	
	鉛	0.001	規格K0102 54に定める方法	〃	
	六価クロム	0.005	規格K0102 65.2に定める方法	〃	
	砒素	0.001	規格K0102 61.2又は61.3に定める方法	〃	
	総水銀	0.0005	付表1に掲げる方法	〃	
	アルキル水銀	0.0005	付表2に掲げる方法	〃	
	PCB	0.0005	付表3に掲げる方法	〃	
	ジクロロメタン	0.002	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃	
	四塩化炭素	0.0002	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃	
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	〃	
	1,1-ジクロロエチレン	0.01	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃	
	トリクロロエチレン	0.002	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃	
	テトラクロロエチレン	0.0005	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	〃	
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	〃	
	チウラム	0.0006	付表4に掲げる方法	〃	
	シマジン	0.0003	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃	
	チオベンカルブ	0.002	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃	
	ベンゼン	0.001	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	〃	
	セレン	0.002	規格K0102 67.2又は67.3に定める方法	〃	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	〃	
	ふっ素	0.08	規格K0102の34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法	〃	
	ほう素	0.02	規格K0102 47.1, 47.3に定める方法又は付表8に掲げる方法	〃	
	1,4-ジオキサン	0.005	付表7に掲げる方法	〃	
	特殊項目	フェノール類	0.01	規格K0102 28.1に定める方法	昭和49年環境庁告示第64号
		銅	0.01	規格K0102 52.2に定める方法	〃
溶解性鉄		0.04	規格K0102 57.2に定める方法	〃	
溶解性マンガン		0.01	規格K0102 56.2に定める方法	〃	
クロム		0.02	規格K0102 65.1に定める方法	〃	
その他の測定項目	アンモニア性窒素	0.02	規格K0102 42.1及び42.2に定める方法又は上水試験方法に掲げる方法		
	有機性窒素	0.05	上水試験方法に掲げる方法		
	オルトリン酸性リン	0.01	規格K0102 46.1に定める方法		
	塩化物イオン	1	規格K0102 35に定める方法		
	陰イオン界面活性剤	0.01	規格K0102 30.1に定める方法		
	クロロフィル-a	0.001	上水試験法VI-4 27.2又は海洋観測指針9.6に掲げる方法		
	トリハロメタン生成能	0.001	別表に掲げる方法に準ずる方法	平成7年環境庁告示第30号	
EPN	0.0006	付表1の第1又は第2に掲げる方法	平成5年環境庁通知第121号		





## 平成23年度地下水の水質測定計画

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する地下水質の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及びその方法、その他必要な事項を定める。

### 2 調査期間

原則として、平成23年10月から平成24年3月までの間に実施する。

### 3 概況調査

県内全域の地下水質の概況を把握するため、地下水の水質測定を実施する。

#### (1) 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

#### (2) 測定地点

別表1、別表2の85地点（39市町村）とする。

#### (3) 測定回数

年1回とする。

#### (4) 測定項目

別表2のとおりとする。

#### (5) 測定方法

別表3のとおりとする。

#### (6) 測定結果の報告

国土交通省、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市は、測定結果を測定月の翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし、測定結果が別表3に示す報告下限値以上のときは、直ちに報告する。

### 4 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において測定項目が検出された場合は、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査を実施する。

#### (1) 測定機関

茨城県、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

#### (2) 測定地点

概況調査において測定項目が検出された地点の周辺地区とする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びぼう素については、環境基準を超過した場合にのみ実施する。

#### (3) 測定項目

概況調査において検出された測定項目とする。

#### (4) 測定方法

別表3のとおりとする。

## 5 継続監視調査

過去に確認された汚染を継続的に監視するため、定期的を実施する。

### (1) 測定機関

茨城県、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

### (2) 測定地点

平成元年度から平成22年度までの地下水質測定において、環境基準を超過した地区の地下水質の経年的変化を把握するための代表的な地点とする。

### (3) 測定回数

年1回とする。

### (4) 測定項目

平成元年度から平成22年度までの概況調査又は汚染井戸周辺地区調査において環境基準を超過した項目及びその関連項目とする。

### (5) 測定方法

別表3のとおりとする。

## 6 その他

(1) 測定結果は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、茨城県が環境白書、報道機関、県ホームページなどの各種広報媒体により速やかに公表する。

(2) この測定計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定める。

別表1 平成23年度測定地点

市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	5	常陸大宮市	1
日立市	5	筑西市	2
土浦市	4(1)	坂東市	2
古河市	2	稲敷市	1
石岡市	2	かすみがうら市	2
龍ヶ崎市	1(1)	桜川市	2
結城市	1	神栖市	2
下妻市	1	行方市	2
常総市	2	鉾田市	2
常陸太田市	6	つくばみらい市	2
高萩市	2	小美玉市	1
北茨城市	2	茨城町	1
笠間市	3	城里町	3
取手市	2	東海村	1
牛久市	3	大子町	2
つくば市	4	美浦村	1
ひたちなか市	4	阿見町	2
鹿嶋市	2	五霞町	1
潮来市	1	境町	1(1)
守谷市	2		
		合計	85(3)

( )は、国土交通省測定分で内数。

別表2 概況調査測定地点一覧表

番号	井戸所在地	測定													
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	ジクロロエタン 一・二	ジクロロエチレン 一・一	ジクロロエチレン 一・二
1	水戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
2	水戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
3	水戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
4	水戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
5	水戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
6	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
7	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
8	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
9	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
10	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
11	土浦市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
12	土浦市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
13	土浦市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
14	古河市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
15	古河市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
16	石岡市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
17	石岡市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
18	結城市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
19	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
20	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
21	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
22	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
23	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
24	常陸太田市	○	○	○	○	○	○	※1		○	○	○	○	※2	○
25	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
26	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
27	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
28	高萩市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
29	高萩市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
30	北茨城市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
31	北茨城市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
32	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
33	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
34	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
35	取手市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
36	取手市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
37	牛久市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
38	牛久市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
39	牛久市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
40	つくば市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
41	つくば市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
42	つくば市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
43	つくば市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
44	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
45	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
46	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
47	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○

※1 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタンは、テトラクロロエチレン等が検出された場合に測定する。

※3 農薬4項目は、メッシュ内に使用ゴルフ場が所在する場合に測定する。



番号	井戸所在地	測定													
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	ジクロロエタン 一・二	ジクロロエチレン 一・一	ジクロロエチレン 一・二
48	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
49	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
50	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
51	守谷市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
52	守谷市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
53	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
54	筑西市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
55	筑西市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
56	坂東市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
57	坂東市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
58	稲敷市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
59	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
60	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
61	桜川市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
62	桜川市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
63	神栖市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
64	神栖市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
65	行方市	○	○	○	○	○	○	※1		○	○	○	○	※2	○
66	行方市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
67	鉾田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
68	鉾田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
69	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
70	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
71	小美玉市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
72	茨城町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
73	城里町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
74	城里町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
75	城里町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
76	東海村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
77	大子町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
78	大子町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
79	美浦村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
80	阿見町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
81	阿見町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
82	五霞町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
83	龍ヶ崎市貝原塚町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
84	土浦市沖	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○
85	境町蛇池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

※2 1,1-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタンは, テトラクロロエチレン等が検出された場合に測定する。

※3 農薬4項目は, メッシュ内に使用ゴルフ場が所在する場合に測定する。

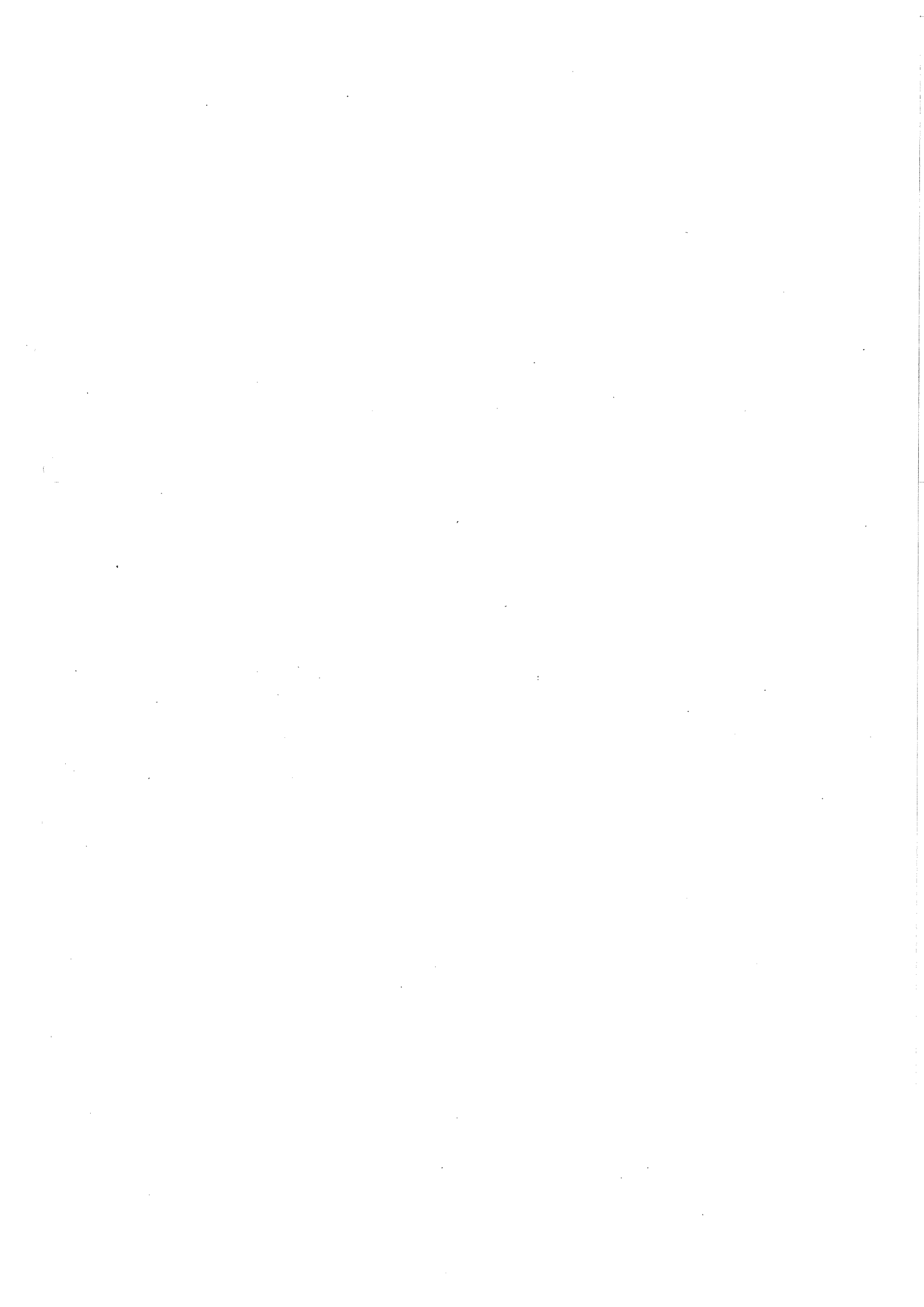


別表3 測定方法

測定項目	測定項目	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法	0.001
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0.005
砒素	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.005
総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.0005
P C B	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005
ジクロロメタン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
塩化ビニルモノマー	付表に掲げる方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
1,2-ジクロロエチレン	シス体:規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体:規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
チウラム	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0006
シマジン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.001
セレン	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素:規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素:規格K0102の43.1.1又は43.1.4に定める方法	0.02
ふっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.08
ほう素	規格K0102の41.7若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.02
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.005

※報告下限値以上の値を得た場合を検出とする。





平成 23 年度  
公共用水域及び地下水の水質測定計画

平成 23 年 3 月 発行

編集・発行 茨城県生活環境部環境対策課  
茨城県水戸市笠原町 978-6  
電話 029-301-2966 (直通)